

プラスチック資源循環法及び再資源化事業等の
高度化法の適用について

2026年8月5日
環境省 環境再生・資源循環局
容器包装・プラスチック資源循環室

日本のプラスチック資源循環政策の変遷

1997年頃～



2050年には海洋へのプラスチックの流出の累積量が海洋中の魚の量より多くなるとの試算も
(2016 世界経済フォーラム)

・増え続ける海洋等へのプラスチック流出

2021年頃～

・プラスチック条約交渉
・欧州規制への対応
・GHGのScope3削減への気運

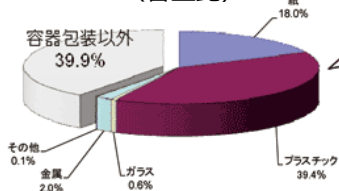
2025年頃～

「循環経済への移行」国家戦略化
再資源化高度化法制定
資源有効利用促進法改正

プラスチック資源循環戦略
G20大阪ブルーオーシャンビジョン
プラスチック資源循環法施行

容器包装リサイクル法施行

2006年度一般廃棄物
(容量比)



容器包装 60.1%



- 市町村埋立・焼却回避のためのリサイクル
- 製造利用事業者による費用負担
- 分別排出の習慣化
- 小売・サービス業におけるリデュース

最終処分場の逼迫

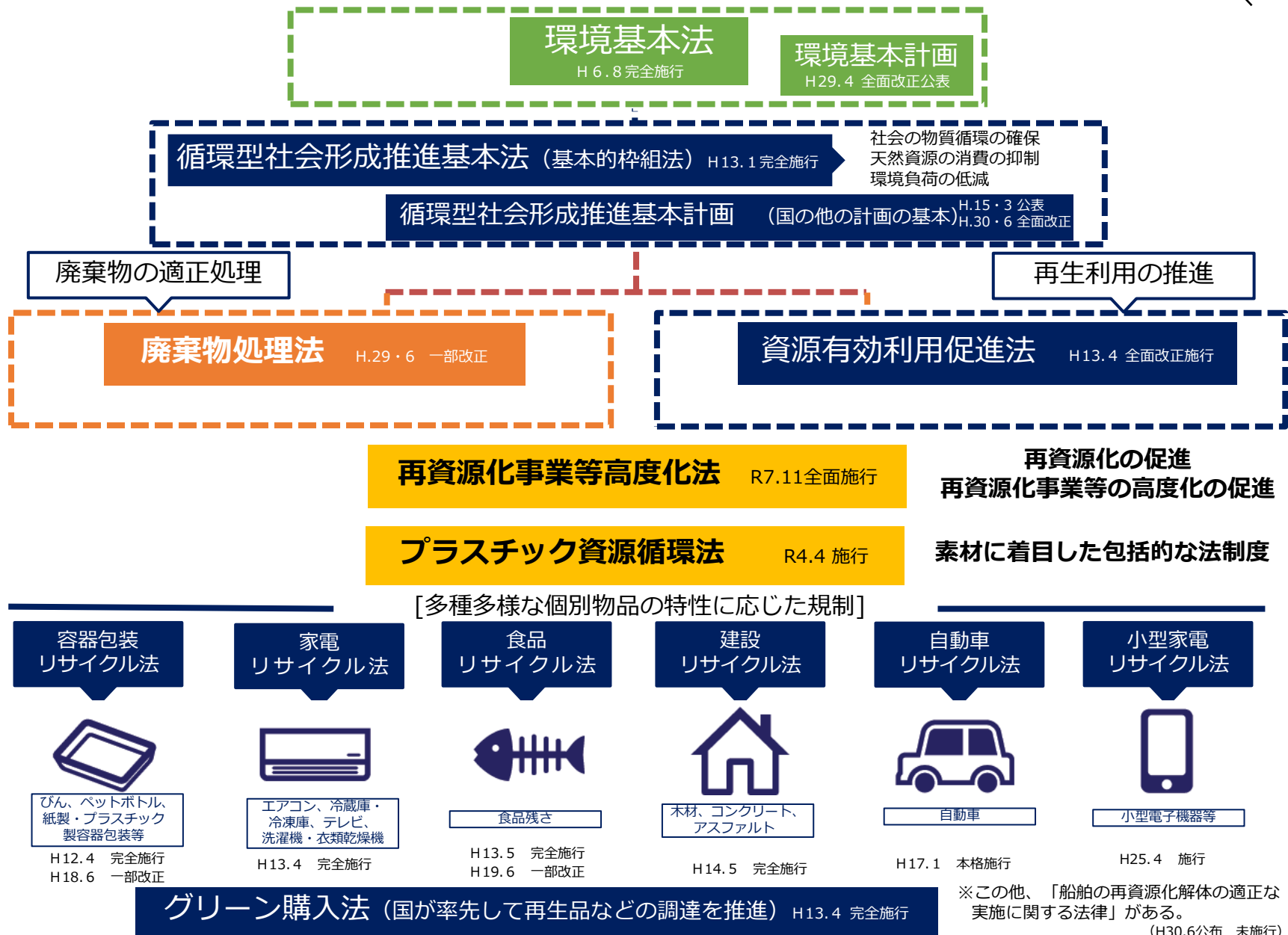
- レジ袋有料化
コンビニでのレジ袋辞退率 27%→75%
- 素材に着目、ライフサイクル全体を包含した資源循環制度の確立
→環境配慮設計、ワンウェイプラの削減
→あらゆる家庭系プラ資源の回収
自治体の創意工夫によるリサイクルの進展
→産廃プラのリサイクル

今後は・・・

- 動静脈連携による再生プラ資源の高度利用、国内回帰・国内循環の強化
- 資源循環による地域活性化
- 再生プラ・バイオマスプラ使用製品の需要喚起

循環経済への移行
+
脱炭素化の推進
産業競争力の強化
経済安全保障への貢献
地域雇用の創出

循環型社会を形成するための法体系



- 我が国はプラスチック資源循環戦略に基づき、**3R+Renewable**（リデュース・リユース・リサイクルと再生可能資源への転換）の基本原則の下、**6つのマイルストーンの達成に向けた取組**を推進しています。

重点戦略

基本原則：「3R+Renewable」

リデュース等	- ワンウェイプラスチックの使用削減（レジ袋有料化義務化等の「価値づけ」） - 石油由来プラスチック代替品開発・利用の促進
リサイクル	- プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル - 漁具等の陸域回収徹底 - 連携協働と全体最適化による費用最小化・資源有効利用率の最大化 - アジア禁輸措置を受けた国内資源循環体制の構築 - イノベーション促進型の公正・最適なリサイクルシステム
再生材 バイオプラ	- 利用ポテンシャル向上（技術革新・インフラ整備支援） - 需要喚起策（政府率先調達（グリーン購入）、利用インセンティブ措置等） - 循環利用のための化学物質含有情報の取扱い - 可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用 - バイオプラ導入ロードマップ・静脈システム管理との一体導入

【マイルストーン】

<リデュース>

① **2030年**までにワンウェイプラスチックを累積**25%**排出抑制

<リユース・リサイクル>

- ② **2025年**までにリユース・リサイクル可能なデザインに
- ③ **2030年**までに容器包装の**6割**をリユース・リサイクル
- ④ **2035年**までに使用済プラスチックを

100%リユース・リサイクル等により、有効利用

<再生利用・バイオマスプラスチック>

⑤ **2030年**までに再生利用を**倍増**

⑥ **2030年**までにバイオマスプラスチックを**約200万トン**導入

海洋プラスチック対策	プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した - ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 - 海岸漂着物等の回収処理 - 海洋ごみ実態把握（モニタリング手法の高度化）	- マイクロプラスチック流出抑制対策（2020年までにスクラブ製品のマイクロビーズ削減徹底等） - 代替イノベーションの推進
------------	---	---

国際展開	- 途上国における実効性のある対策支援（我が国のソフト・ハードインフラ、技術等をオーダーメイドパッケージ輸出で国際協力・ビジネス展開） - 地球規模のモニタリング・研究ネットワークの構築（海洋プラスチック分布、生態影響等の研究、モニタリング手法の標準化等）
------	---

基盤整備	- 社会システム確立（ソフト・ハードのリサイクルインフラ整備・サプライチェーン構築） - 技術開発（再生可能資源によるプラ代替、革新的リサイクル技術、消費者のライフスタイルのイノベーション） - 調査研究（マイクロプラスチックの使用実態、影響、流出状況、流出抑制対策） - 連携協働（各主体が一つの旗印の下取組を進める「プラスチック・スマート」の展開）	- 資源循環関連産業の振興 - 情報基盤（ESG投資、エシカル消費） - 海外展開基盤
------	---	---

◆ アジア太平洋地域をはじめ世界全体の資源・環境問題の解決のみならず、経済成長や雇用創出 ⇒ 持続可能な発展に貢献

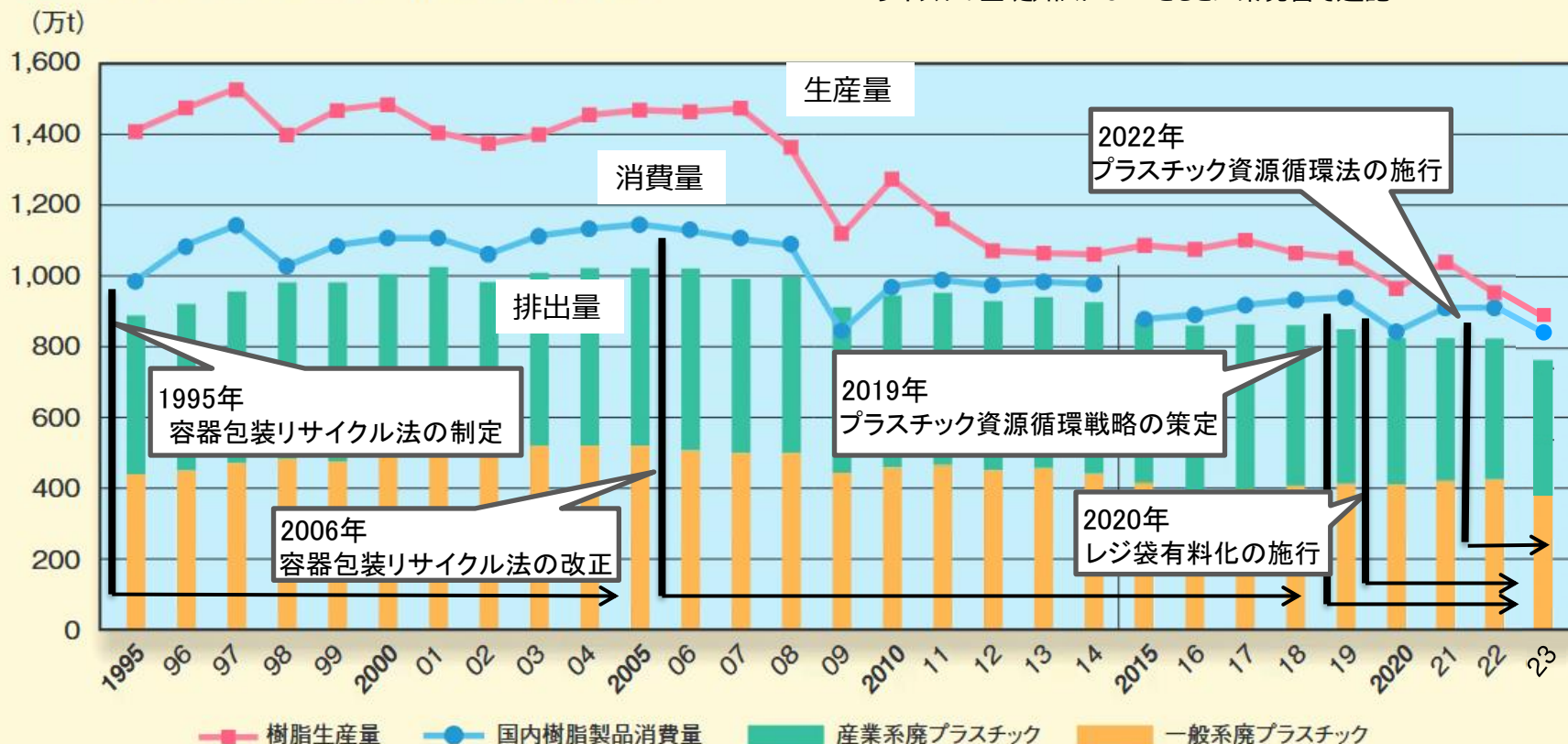
◆ 国民各界各層との連携協働を通じて、マイルストーンの達成を目指すことで、必要な投資やイノベーション（技術・消費者のライフスタイル）を促進

日本のプラスチック排出量の推移

- 日本のプラスチック廃棄物量は、容器包装リサイクル法の施行・改正、プラスチック資源循環戦略の策定、レジ袋の有料化、プラスチック資源循環法の施行を受けて年々減少。
- 2004年に1013万トンであったものが、2023年に769万トンまで24%減少。

■プラスチックの生産量・消費量・排出量

出所) 一般社団法人 プラスチック循環利用協会 プラスチックリサイクルの基礎知識2024をもとに環境省で追記



出典: (一社) プラスチック循環利用協会

- 上流から下流までのライフサイクル全体での取組を総合的に促進するため、**資源循環法**を整備しています。

プラスチック資

■ 背景

- 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内における**プラスチックの資源循環**を一層促進する重要性が高まっており、多様な物品に使用されるプラスチックに関し、**包括的に資源循環体制を強化**する必要がある。

■ 主な措置内容

1. 基本方針の策定

- プラスチックの資源循環の促進等を**総合的かつ計画的**に推進するため、以下の事項等に関する**基本方針**を策定する。
 - プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計
 - ワンウェイプラスチックの使用の合理化
 - プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化 等

2. 個別の措置事項

設計・製造	【環境配慮設計指針】	● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 ➢ 認定製品を国が率先して調達する（グリーン購入法上の配慮）とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。	 <付け替えボトル>
販売・提供	【使用の合理化】	● ワンウェイプラスチックの提供事業者（小売・サービス事業者など）が取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。	 <ワンウェイプラスチックの例>
排出・回収・リサイクル	【市区町村の分別収集・再商品化】	● プラスチック資源について、市区町村による容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。容リ法の指定法人等は廃棄物処理法の業許可が不要に。 ● 市区町村と再商品化実施者が連携して行うプラスチック資源の再商品化計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村の選別、梱包等を省略して再商品化実施者が再商品化を実施可能に。再商品化実施者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	 <プラスチック資源の例>
	【製造・販売事業者等による自主回収】	● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	 <店頭回収等を促進>
	【排出事業者の排出抑制・再資源化等】	● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化事業計画を作成する。 ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。	

↓：ライフサイクル全体でのプラスチックのフロー

- 製造・設計段階では、製造事業者は、プラスチック製品の環境配慮設計を進め、設計指針に則り、易リサイクル、素材代替、省資源化等を追求する必要があります。
- 特に優れた設計を大臣認定し、認定製品を国等がグリーン購入に基づき率先調達することで市場拡大につなげます。

- 製造事業者等向けに、構造・材料（素材代替・再生プラの利用など）を設計指針として明示。すべてのプラスチック使用製品が対象。

<構造>

①減量化

②包装の簡素化

③長期使用化・長寿命化

④再使用が容易な部品の使用
又は部品の再使用

⑤単一素材化等

⑥分解・分別の容易化

⑦収集・運搬の容易化

⑧破碎・焼却の容易化

<材料>

①プラスチック以外の素材への代替

②再生利用が容易な材料の使用

③再生プラスチックの利用

④バイオプラスチックの利用

<製品のライフサイクル評価>

- 特に優れた設計について国が認定し、認定製品を国が率先して調達。
製品分野毎に別途決定。

- 設計認定を受けるに当たっては、以下の2点が求められる。

(1) 総合的な評価及び情報等の公表

製品分野ごとに別に定める項目について、製品のライフサイクルを通じた環境負荷等の影響を総合的に評価しその評価結果を公表しているとともに、自ら決定した当該取組の考え方等を公表していること。

(2) 製品分野ごとに別に定める基準（設計認定基準）への適合

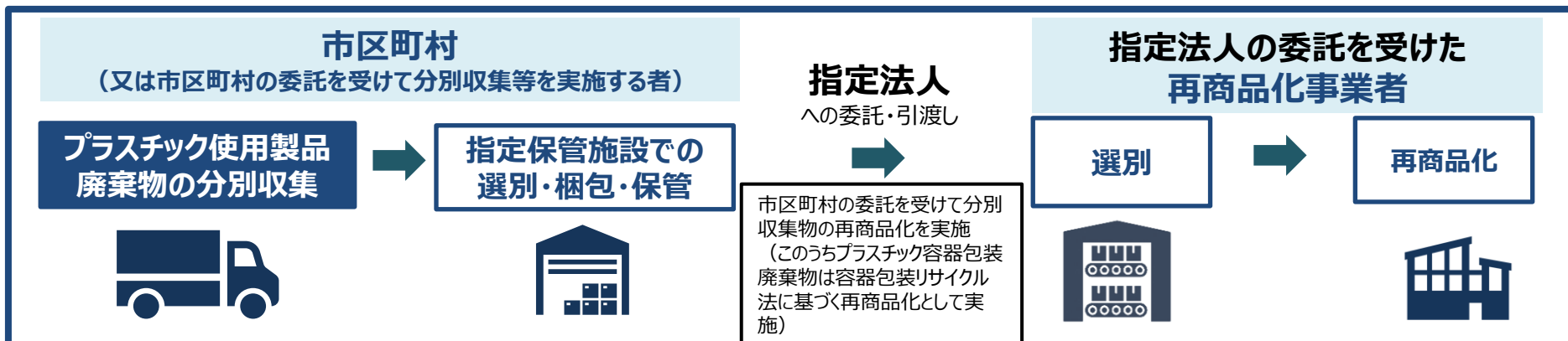
同種のプラスチック使用製品の設計と比較して特に優れた設計であるものとして、製品分野ごとに別に定める基準に適合していること。

● 現在策定済の設計認定の基準

製品分野	基準の概要
清涼飲料用ペットボトル容器	- PETボトルリサイクル推進協議会が策定する指定PETボトルの自主設計ガイドラインにおける必須事項の全ての項目を満たすこと。 - 年間ベースのボトル平均重量が、用途・容量別に定める軽量化基準を満たすこと。 - 再生プラ又はバイオマスプラを年間重量ベースで15%以上利用していること。
文具・事務用品 ※製品分類ごとの仕様が大きく異なり、一律での認定基準を設定することができないため、製品分類ごとに認定基準を設ける。	例：クリアーホルダー 環境配慮設計の項目を基に、要求事項①～⑤を満たすこと。 【要求事項】①減量化orプラ以外の素材への代替、②プラの単一素材化・当該プラの種類の表示、③再生プラの利用orバイオマスプラの利用、④包装の簡素化or長期使用化・長寿命化or再生利用の容易な材料の使用、⑤分別・分解の容易化※ ※ 要求事項⑤は、要求事項①「プラ以外の素材への代替」を選択した場合にのみ満たせばよい。
家庭用化粧品容器 ※多様なデザインがある製品は一律の認定基準を設定することが困難であるため、一定程度画一的なデザインの製品に対し、認定基準を設ける。	例：シャンプー・リンス、ボディウォッシュ、ハンドソープ容器 - 詰替え・付替えが利用可能であること。 - 対象とする容器の種類ごとの基準として、商品群では一律の基準とすること。 - 減量化基準、再生プラ・バイオマスプラの利用率及びリサイクル基準※を設定。これら3項目における難易度を★で表現し、複数の項目において「★★★を1項目及び★★を1項目」以上満たすこと。 ※ ボトル本体が単一素材に分離可能であること(★★)、それに加えてキャップなどの付属品を取り外せること(★★★) 等
家庭用洗浄剤容器	- 用途・容器別に、リサイクル要件※、減量化基準、再生材等の利用率を設定。 ※ 陶器、ガラス、エアゾール容器を使用していないこと、塩素系樹脂（PVC、PVDCなど）やアルミ箔（アルミ蒸着は除く）を使用していないこと、プラと紙・木材等を混練した複合素材を使用しないこと 等 - リサイクル要件を満たすことに加え、減量化or再生プラ又はバイオマスプラの利用率の基準を満たすこと。

プラスチック資源循環法に基づく再商品化の2つの方法について

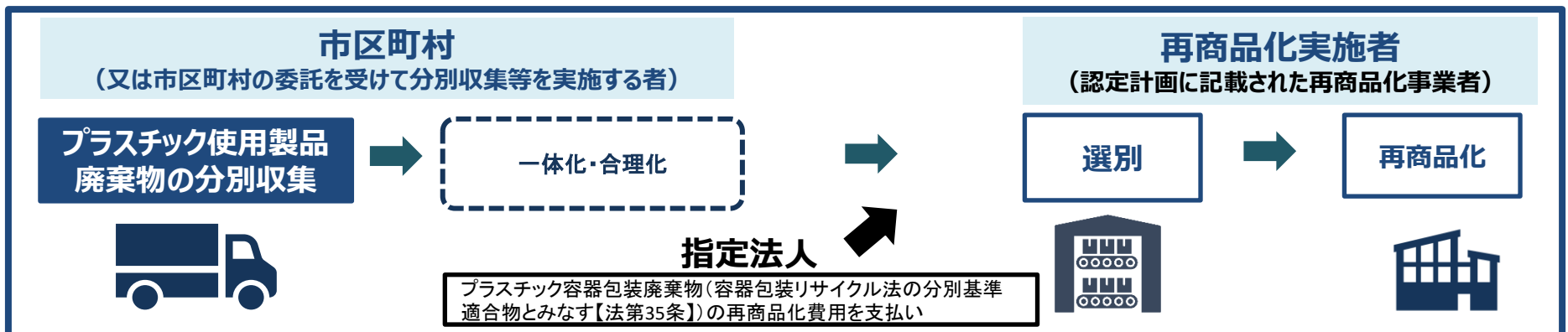
(1) 容器包装リサイクル法の指定法人に委託して再商品化を行う方法（法32条）



市区町村は**分別収集物の基準**及び**手引き**に従って分別収集・再商品化する必要があります。

(2) 認定を受けた再商品化計画に基づいて再商品化を行う方法（法33条）

- 市区町村が単独又は共同して再商品化計画を作成し、これを主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、圧縮等を省略し、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。



市区町村は**再商品化計画の認定申請の手引き**に従って計画を作成し、認定を受けた計画に従って分別収集・再商品化する必要があります。

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する自治体数及び量①

■ プラ法に基づいて製品プラスチックを含めてプラスチック資源を分別収集する自治体数は**312**（人口カバー率**33.3%**）

- － 一括回収して指定法人に引き渡しを行う自治体：**246**
- － 再商品化計画の認定を取得して、契約する再商品化事業者に引き渡しを行う自治体：**76**

＜令和8年度末までに指定法人へ分別収集物の引き渡しを開始する自治体数及び量＞

都道府県	自治体数	数量（ト）
北海道	13	3,343.8
青森県	8	359.64
岩手県	5	323
宮城県	25	5,122.97
福島県	22	1,835.68
茨城県	3	618
栃木県	4	2347.5
群馬県	12	1,883.51
埼玉県	9	8,665.61
千葉県	6	3,755.7
東京都	21	48,109
神奈川県	6	78,702.84
石川県	1	3,472.09
福井県	3	2,674.44
長野県	41	1,2718.4

都道府県	自治体数	数量（ト）
岐阜県	2	19
静岡県	5	3,640.88
愛知県	18	36,271.99
三重県	4	1,200
京都府	6	14,173
大阪府	1	19,695
兵庫県	4	969
和歌山県	3	1,354
岡山県	11	7,042.36
広島県	2	839
山口県	1	68.42
香川県	1	34
福岡県	4	706
熊本県	1	250
鹿児島県	4	1,497.76
合計	246	261,693

※指定法人への引き渡しと再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを同時に行う自治体は**10**。

※指定法人への引き渡しまたは再商品化計画に基づき契約事業者への引き渡しを令和8年度末までに開始する自治体のうち、

令和8年4月時点で未実施の自治体は**14**。

※分別収集物の引き渡しを実施する市町村が0の都道府県は表示していない。

※プラスチック容器包装廃棄物のみの引き渡しや、法33条の認定計画は集計結果に含まれていない。

※実施自治体の落札結果等は、指定法人HP参照

(<https://www.jcpra.or.jp/Portals/0/resource/recycle/recycling/recycling04/pdf/r06/pla02.pdf>)

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量②

<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体①>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
宮城県仙台市 (R4.9.30)	R5.4.1~ R8.3.31~ (3年間)	14,560	福岡県北九州市 (R6.3.27)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	134	長野県安曇野市 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	572
愛知県安城市 (R4.12.19)	R6.1.1~ R8.3.31~ (2年3か月)	1,424	三重県菰野町 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	10	石川地方生活 環境施設組合 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	51
神奈川県横須賀市 (R4.12.19)	R5.4.1~ R8.3.31~ (3年間)	4,186	大阪府堺市 (R6.3.29)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	4,420	神奈川県川崎市 (R6.12.6)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	5,375
富山県高岡市 (R5.11.30)	R6.10.1~ R9.3.31~ (2年6か月)	4,608	京都府京都市 (R6.4.26)	R6.4.26~ R9.3.31~ (2年11か月)	8,100	愛媛県西予市 (R6.12.10)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	309
富山地区広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	6,735	三重県津市 (R6.5.30)	R6.6.1~ R9.3.31~ (2年10か月)	1,495	大阪府大阪市 (R6.12.11)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	16,017
京都府亀岡市 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	2,664	佐賀県江北町 (R6.9.24)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	29	富山県小矢部市 (R6.12.27)	R7.10.1~ R10.3.31~ (2年6か月)	194
砺波広域圏 事務組合 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	1,229	岐阜県羽島市 (R6.9.26)	R6.10.1~ R9.3.31~ (2年6か月)	147	神奈川県藤沢市 (R7.1.6)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	1,209
岐阜県輪之内町 (R5.11.30)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	65	富山県射水市 (R6.11.20)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	428	東京都大田区 (R7.3.14)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	4,875
東京都新宿区 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	1,892	鳥取県琴浦町 (R6.11.20)	R7.10.1~ R10.3.31~ (2年6か月)	167	岡山県岡山市 (R7.3.24)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	300
愛知県岡崎市 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	2,430	愛知県岩倉市 (R6.11.28)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	896	※うち堺市は容器包装のみ分別収集を実施 ※灰色塗りの団体については計画終了(更新)済 ※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態		
岩手県岩手町 (R6.3.6)	R6.4.1~ R9.3.31~ (3年間)	54	秋田県大仙市・ 秋田県美郷町 (R6.11.29)	R7.4.1~ R10.3.31~ (3年間)	143			

※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値

プラ法に基づいて製品プラ含めて分別収集を実施する地方公共団体数及び量③



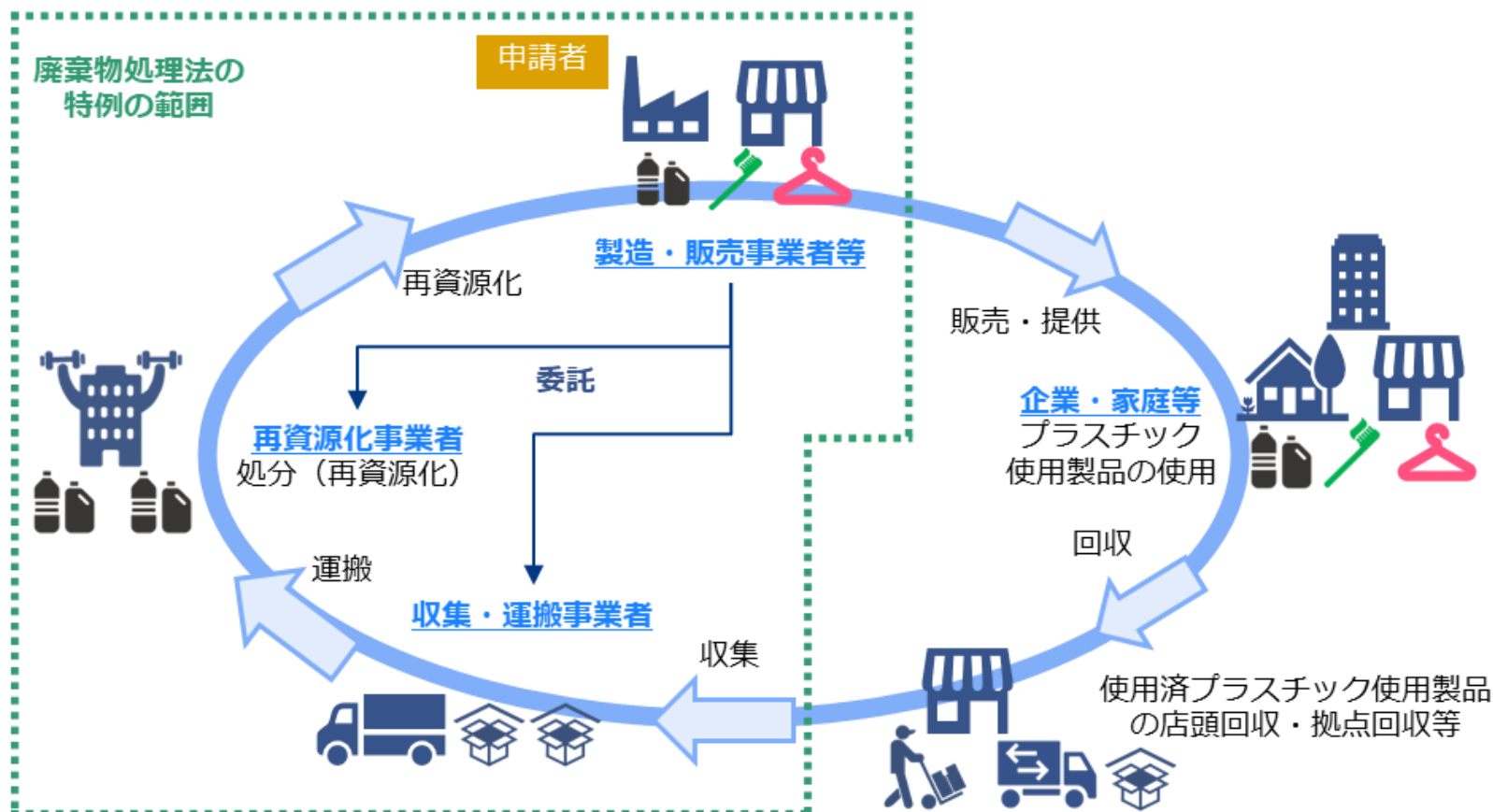
<プラ法第33条に基づく認定を受けて分別収集を実施する地方公共団体②>

市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)	市町村名 (認定日)	計画期間	量(ト/年)
静岡県伊豆市 (R7.10.10)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	52	熊本県人吉市 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	155	愛知県安城市 (更新) (R8.2.9)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	1,412
東京都墨田区 (R7.10.20)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	2,015	弘前市・黒石市・平川市・ 藤崎町・板柳町・大鰐町・ 田舎館村・西目屋村 (R7.12.15)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,109	神奈川県横須賀市 (更新) (R7.10.23)	R8.4.1～ R9.3.31～ (1年間)	2,249
東京都荒川区 (R7.10.20)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,324	京都府船井郡 衛生管理組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	460	富山県広域圏 事務組合(拡大) (R6.12.6)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	2,711
東京都練馬区 (R7.10.20)	R8.10.1～ R11.3.31 (2年6か月)	5,856	泉北環境整備 施設組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,041	三重県津市 (更新) (R6.12.10)	R8.4.1～ R9.3.31～ (1年間)	2,865
静岡県菊川市 (R7.10.31)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	438	埼玉県志木地区 衛生組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	112	合計	52(50)団体 自治体数： 80(76)	115,803 (110,342)
宇和島地区広域 事務組合 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	32	富山県新川広域圏 事務組合 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	432	※うち泉北環境整備施設組合は容器包装のみ分別収集を実施 ※津市は2つの計画の認定を同時に受けている状態 ※合計には終了済の計画は含めていない ※合計のうち括弧書きの数字は製品プラスチックを分別収集している計画のみを抽出したもの ※量(ト/年)：再商品化計画期間平均値		
広島県呉市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,900	岐阜県飛騨市 (R7.12.1)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	171			
兵庫県西宮市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	460	静岡県清水町 (R7.12.10)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	26			
滋賀県甲賀市 (R7.10.29)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	200	長崎県長崎市 (R8.3.5)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	1,407			
福岡県福岡市 (R7.12.15)	R9.2.1～ R12.1.31～ (3年間)	25,000	茨城県石岡市 (R8.2.6)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	75			
大分県豊後大野市 (R7.12.2)	R8.4.1～ R11.3.31 (3年間)	178	宮城県仙台市 (更新) (R7.11.27)	R8.4.1～ R11.3.31～ (3年間)	14,560			

③ 排出・回収・リサイクル段階 自主回収・リサイクル

- 製造・販売事業者に対して、自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクルするように求めています。
- こうした自主回収・リサイクルを円滑に進められるよう、計画を作成し大臣認定を得ることにより廃棄物処理法に基づく業の許可を不要とする特例制度がありますので御活用ください。
- 自主回収・リサイクルを実施することで、容器包装リサイクル法における再商品化義務量から回収量を控除できます。

● 自主回収・再資源化事業のスキーム



プラスチック使用製品の製造・販売事業者等が作成した自主回収・再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は、廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となる。

事業者名 (認定日)	収集区域	使用済プラスチック使用製品		再資源化により得られたもの	
		種 類	量(ト/年)	製品	利用先
緑川化成工業(株) (R5.4.19)	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県	使用済アクリル板	100.0	再生アクリル ペレット	アクリルシート 製造業者
花王(株) 花王ロジスティクス(株) (R6.3.1)	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県	使用済つめかえパック (つめかえ用フィルム容器)	1.5	洗浄・微細化フィルム破 砕物	容器製造事業者
積水化成品工業(株) (R6.3.6)	奈良県、大阪府、兵庫県、滋賀県、 愛知県、岡山県、和歌山県	発泡スチロール (ビーズ) 発泡スチロール (シート) 合 計	2.0 0.1 2.1	PSインゴッド ペレット	発泡スチロール 製造事業者
イオンデイライト(株) (R6.7.22)	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	アクリル板 PET板 塩ビ板 合 計	38.0 35.0 5.0 78.0	フレーク	弱電気製品パーツ 玩具・雑貨品 建設資材パーツ製造 事業者
川上産業(株) (R6.8.20)	北海道、宮城県、東京都、 神奈川県、石川県、愛知県、 大阪府、広島県、福岡県 など	ポリエチレン (気泡緩衝材)	130.4	再生ペレット (気泡緩衝材原料)	自社利用
シスメックス(株) (R7.5.26)	埼玉県、兵庫県	ポリエチレン製フィルムバッグ	5.0	フレーク	容器製造事業者
(株)オリタニ (R7.11.26)	東京都、千葉県、埼玉県、 神奈川県、茨城県	ハンガー	50.0	フレーク	容器等製造事業者
ノボルディスクファーム(株) (R8.5.15)	東京都、神奈川県、千葉県、 埼玉県、栃木県、群馬県、茨城県、 福島県、新潟県、宮城県、静岡県、 愛知県	使用済プレフィルド型ペン型注 入器 (針無し)	21	PPペレット、フレーク ABSフレーク 混合原料(金属、樹脂)	容器等製造事業者

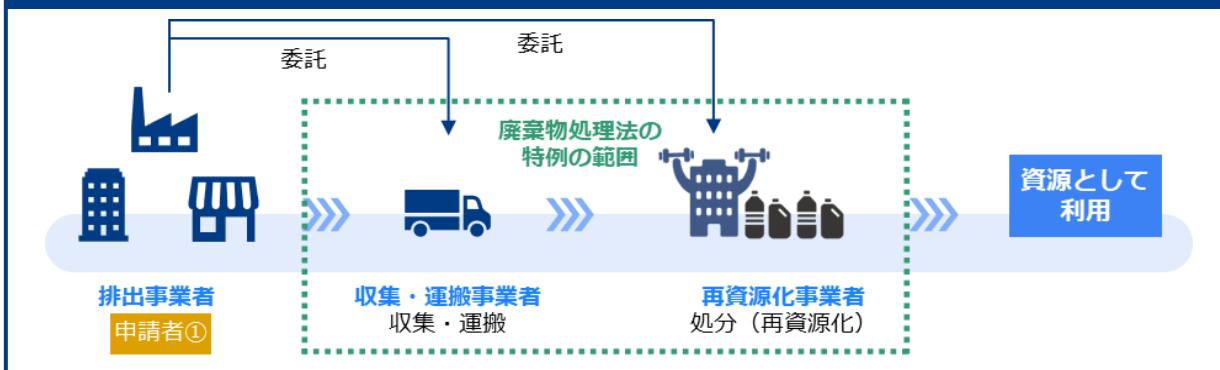
③ 排出・回収・リサイクル段階 産廃プラのリデュース・リサイクル

- 排出事業者は、判断基準に則って、事業活動により生じる**廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組む**ことが必要です。
- 特に年間250 t 以上排出する**多量排出事業者は、取組が不十分な場合は勧告・命令等の措置**を行う可能性があります。
- 排出事業者とリサイクル事業者の連携による再資源化を円滑に行えるよう、大臣認定により**廃棄物処理法に基づく業の許可が不要**となる特例制度がありますので、御活用ください。

求められる対応

- 排出の抑制・再資源化等の実施
- 多量排出事業者の目標の設定・情報の公表等
- 排出事業者の情報の提供
- 本部・加盟者における排出の抑制・再資源化等の促進
- 教育訓練
- 実施状況の把握・管理体制の整備
- 関係者との連携

● 申請者が排出事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



● 申請者が複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者である場合の再資源化事業のスキーム図



①排出事業者（1号認定）、②複数の排出事業者からの委託を受けた再資源化事業者（2号認定）が作成した再資源化事業計画について、主務大臣が認定する仕組みを創設。主務大臣の認定を受けた事業者は廃棄物処理法に基づく業の許可が不要となります。

事業者名 (認定日)	区分	収集区域	プラスチック使用製品産業廃棄物等		再資源化により得られたもの	
			種 類	量(ト/年)	製品	利用先
三重中央開発(株) (R5.4.19)	2号	三重県 奈良県	食品包装資材（汚れ付着のあるもの） 工場端材（緩衝材、フレコン、PPバンド等）	360 280	PE・PPペレット PE・PP混合 減容製品	パレット製造業者
DINS関西(株) (R5.4.19)	2号	大阪府	廃棄PETボトル※（廃棄飲料等を含む） ※賞味期限切れで市場に出ず廃棄になったもの等	201	再生PET樹脂	飲料メーカー 容器メーカー
浪速運送(株) (R6.1.16)	2号	東京都、埼玉県、千葉県、 神奈川県、福岡県、 兵庫県、大阪府	アパレル由来のプラスチック 軟質フィルム（衣類用カバー、PE・PP）	250	PE・PPペレット 原料資材	プラスチック商社 メーカー企業
木村工業(株) (R6.4.19)	2号	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	歯ブラシ、ヘアブラシ、カミソリ、 プラカップ、歯間ブラシ	37.4	PE・PPペレット 原料資材	パレット製造業者
宏幸(株) (R6.7.22)	2号	全国	風車ブレード（FRP）、バスタブ（FRP） ケーブル被覆（PVC）	311.0 630.0	再生複合材	太陽光発電下敷きマット 製造事業者
天馬(株) (R6.9.18)	1号	青森県、福島県、千葉県 滋賀県、山口県	樹脂団子（PP）	200	PPペレット	自社製品（ハウスウェア製 品等）
豊通ニューパック(株) (R7.10.27)	2号	愛知県	プラスチック製フィルム・袋・バンド・トレイ等 プラスチック製発泡緩衝材	100 200	プラスチック圧縮ボール プラスチック減容インゴット	ペレット製造事業者 油化製造事業者 包装・梱包材製造事業者
積水樹脂(株) (R7.12.16)	1号	兵庫県	工場端材（PE・木粉混合）	120	木粉含有PE破砕物	ペレット製造事業者
(有)新垣商店 (R8.2.16)	2号	大阪府、京都府、兵庫県、 滋賀県、和歌山県、奈良県	廃棄PETボトル	11,000	PETフレーク PET圧縮梱包物	容器包装製造事業者
(株)エコロ (R8.4.10)	2号	茨城県、埼玉県、千葉県	塩ビ壁紙	1,000	再生塩ビフレーク	塩ビ壁紙製造事業者、 床材製造事業者

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



2024年5月公布 2025年11月全面施行

- **脱炭素化と再生資源の質と量の確保**等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定**、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の**報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする**質・量の再生材を確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



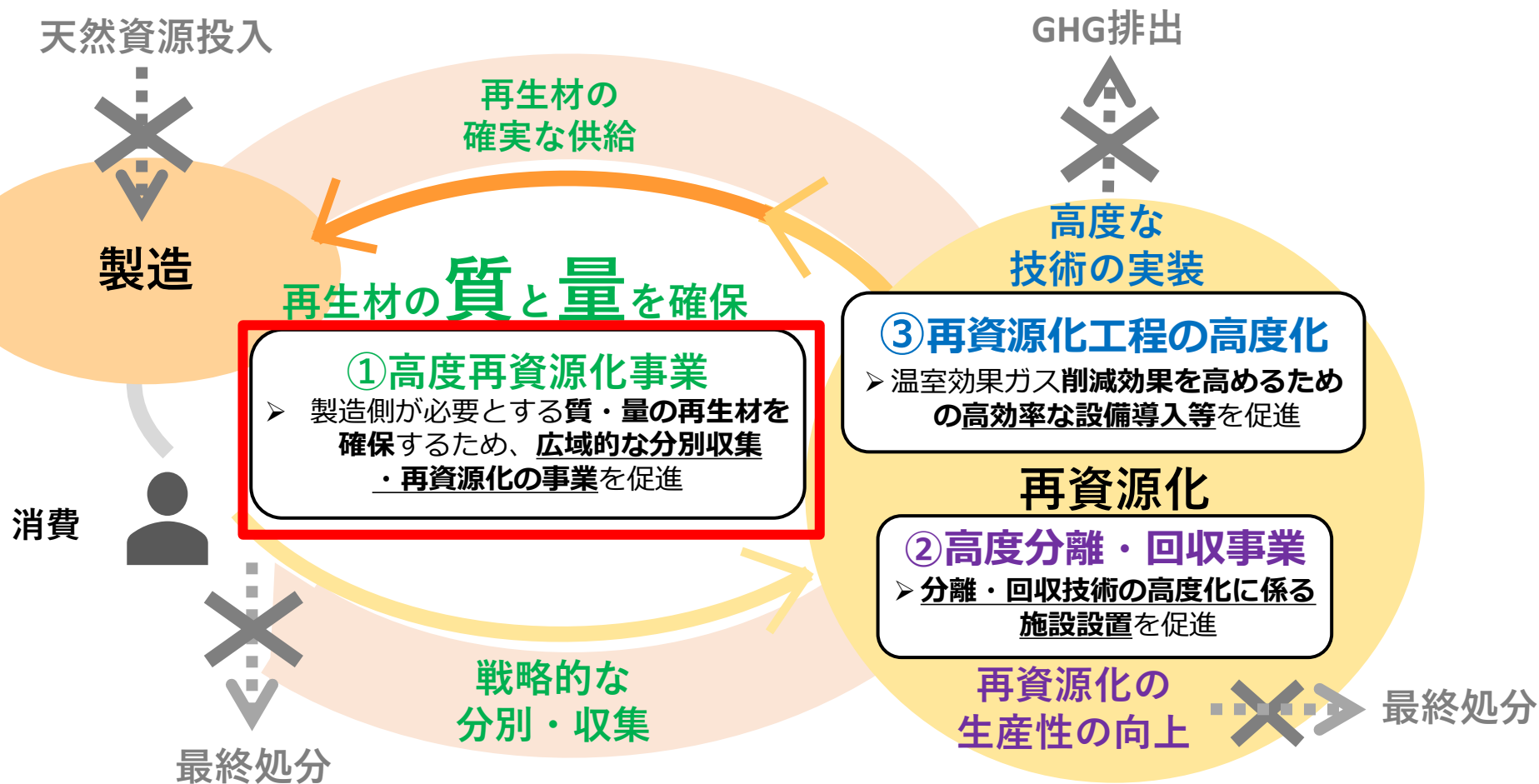
例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手續の特例**を設ける制度を創設。



＜指標の考え方＞

		類型①	類型②	類型③
趣旨		再生材の大部分がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
指標	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る 全国平均の処理	当該廃棄物に係る 通常の再資源化技術	事業実施前の設備 又は 通常の同種類の設備
	温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 暫定： ＜ 基準シナリオ 将来： ＜（基準シナリオ-x）	【要件】 ＜ 基準シナリオ	【要件】 暫定： ＜（基準シナリオ-a） 将来： ＜（基準シナリオ-x）
	資源循環効果	【要件】 $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$ 暫定：案件別に慎重に評価 将来：基準値x'で定量的に評価	【要件】 $\frac{\text{特定の再生材製造量}}{\text{指定する廃棄物の処理量}} (\%)$	【事業目標】 $\frac{\text{再生材等製造量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$

※ 再生材の代替効果を含めた事業場における温室効果ガス削減効果

基準値a：廃棄物・再資源化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

基準値x、x'：参考情報の集積を踏まえ、再生材や再資源化方法別に妥当な数値の設定を想定

再資源化事業等の高度化法と他の法律との関係

法律名	申請者	対象廃棄物	収集運搬業許可	中間処分業許可	廃棄物処理施設許可	再委託	
廃棄物処理法	指定無し	一般・産業廃棄物	必要	必要	必要	禁止	
廃棄物処理法 広域認定制度	製造・販売事業者等	申請者が製造・販売した製品	不要	不要	必要	可	
再資源化事業等 高度化法	類型1	指定無し (家電4品目除く)	不要	不要	不要	可	
	類型2	指定無し	指定有り	-	不要	不要	禁止
	類型3	廃棄物処理施設の設置者 (設置者が産業廃棄物処分業者である場合には優良産業廃棄物処分業者であること)	指定無し	-	-	変更許可とみなす	-
プラスチック資源循環法	地方公共団体 製造・販売事業者 排出者・再資源事業者	プラスチック	不要	不要	必要	可 (地公体は禁止)	
小型家電リサイクル法	指定無し	使用済 小型電子機器等	不要	不要	必要	可	
食品リサイクル法	食品関連事業者	食品廃棄物等	不要 一廃のみ	必要	必要	禁止	

農業産業分野から排出されるプラスチック類

- 農業用ハウス
- 農業用トンネルの被覆資材
- 農業用べたがけ
- 苗や花のポットやトレイ
- 牧草等のサイレージラップ等

■ 農畜産業分野で使用するプラスチック製品の例



鉄骨ハウス（ポリオレフィン系・その他プラスチックフィルム）



パイプハウス（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



トンネル（塩化ビニルフィルム・ポリオレフィン系フィルム）



マルチ（ポリオレフィン系フィルム）



べたがけ（ポリオレフィン系フィルム）



育苗トレイ（その他プラスチック）

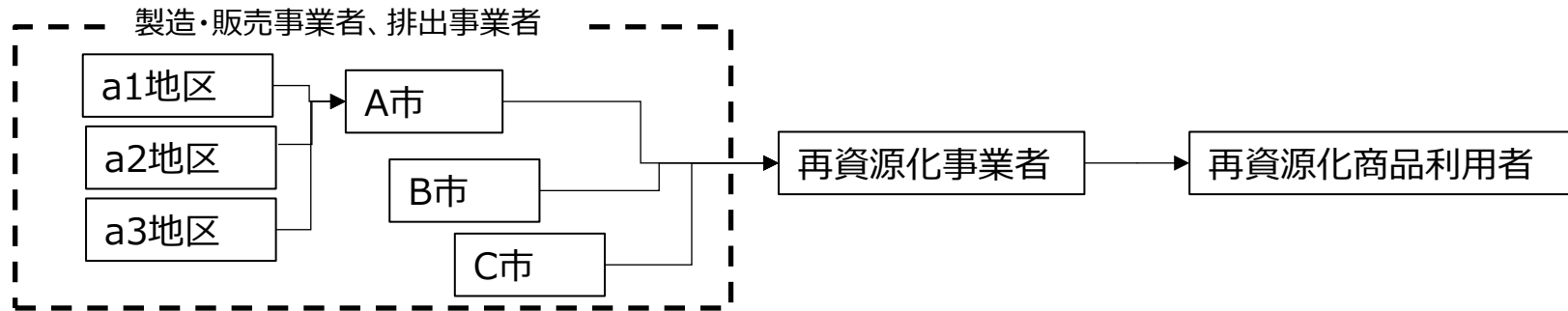


ポット（その他プラスチック）



サイレージラップ（ポリオレフィン系フィルム）

(ご参考) 広域活動に対するプラスチック資源法と高度化法の適用



法律・制度	目的	対象者	要請	認定制度による特例	広域活動の事例
プラスチック資源循環法 (39条)	製造；販売事業者の再資源化の促進	製造・販売事業者	自ら製造・販売したプラスチック製品・容器包装を自主的に回収・リサイクル	廃掃法上の特例あり (収集・運搬～再資源化)	【収集地域】 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 【収集地域】 北海道、宮城県、東京都、神奈川、石川県、愛知県、大阪府、広島県、福岡県
プラスチック資源循環法 (48条)	排出事業者の再資源化の促進	排出事業者	事業活動により生じる廃プラスチックの排出抑制、分別排出、再資源化等の取組に関する目標を定め、計画的に取り組むこと	廃掃法上の特例あり (収集・運搬～再資源化)	【収集地域】 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、福岡県、兵庫県、大阪府
高度化法 (類型①)	製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、広域的な分別収集・再資源化事業の促進	指定なし	製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業であること 全国平均の処理よりも、温室効果ガス排出量削減効果及び資源循環効果が高いことが必要	廃掃法の許可（収集運搬業、中間処理業、処理施設設置）が不要	

- 持続可能性が高いバイオプラスチックへ転換することを目指し、利用拡大の道筋を描いた**バイオプラスチック導入ロードマップ**を公開していますので、御参照ください。

導入の基本方針

原料	原料の多様化を図るため、国内バイオマス（資源作物、廃食用油、パルプ等のセルロース系の糖等）の原料利用の幅を拡大（食料競合等の持続可能性に配慮）。
供給	国内外からの供給拡大を進めていくが、供給増に向け、国内製造を中心に、本邦企業による製造も拡大。
コスト	関係主体の連携・協働によりコストの最適化を目指す。また、利用者側に対する、環境価値の訴求等を行い、環境価値を加味した利用を促進。
使用時の機能	汎用性の高いバイオプラスチックや耐久性、靱性等に優れた高機能バイオプラスチックを開発・導入を目指しつつ、製品側の性能を柔軟に検討し、幅広い製品群への対応を促進。
使用後のフロー	使用後のフロー（リサイクル、堆肥化・バイオガス化に伴う分解、熱回収等）との調和性が高いバイオプラスチックを導入。
環境・社会的側面	ライフサイクル全体で持続可能性（温室効果ガス、土地利用変化、生物多様性、労働、ガバナンス、食料競合等）が確認されているものを使用。

施策

	2020~2021年	2022~2025年	2026~2030年	~2050年
利用促進	バイオプラ導入目標集等の策定、ビジネスマッチングの促進（CLOMA、プラスチック・スマート）			
	グリーン購入法特定調達品目における判断の基準等、バイオ由来製品に係る需要喚起策の検討、地方公共団体による率先調達の推進			
	公正・公平なリサイクルの仕組みの検討			
消費者への訴求等	海洋生分解性機能の評価手法の国際標準化に向けた検討			
	持続可能性を考慮した認証・表示の仕組みの検討			
	バイオプラ製品の率先利用及び正しい理解の訴求			
研究開発等	高機能化、低コスト化、原料の多様化等に向けた研究・開発・実証事業への支援			
	製造設備導入への支援			
	ESG金融を通じた企業の研究開発や製造設備導入に係る資金調達円滑化の支援			
フォローアップ等	バイオプラスチック導入量（用途・素材別）、国際動向、技術動向の調査・フォローアップ			

バイオプラスチック製品の導入イメージ

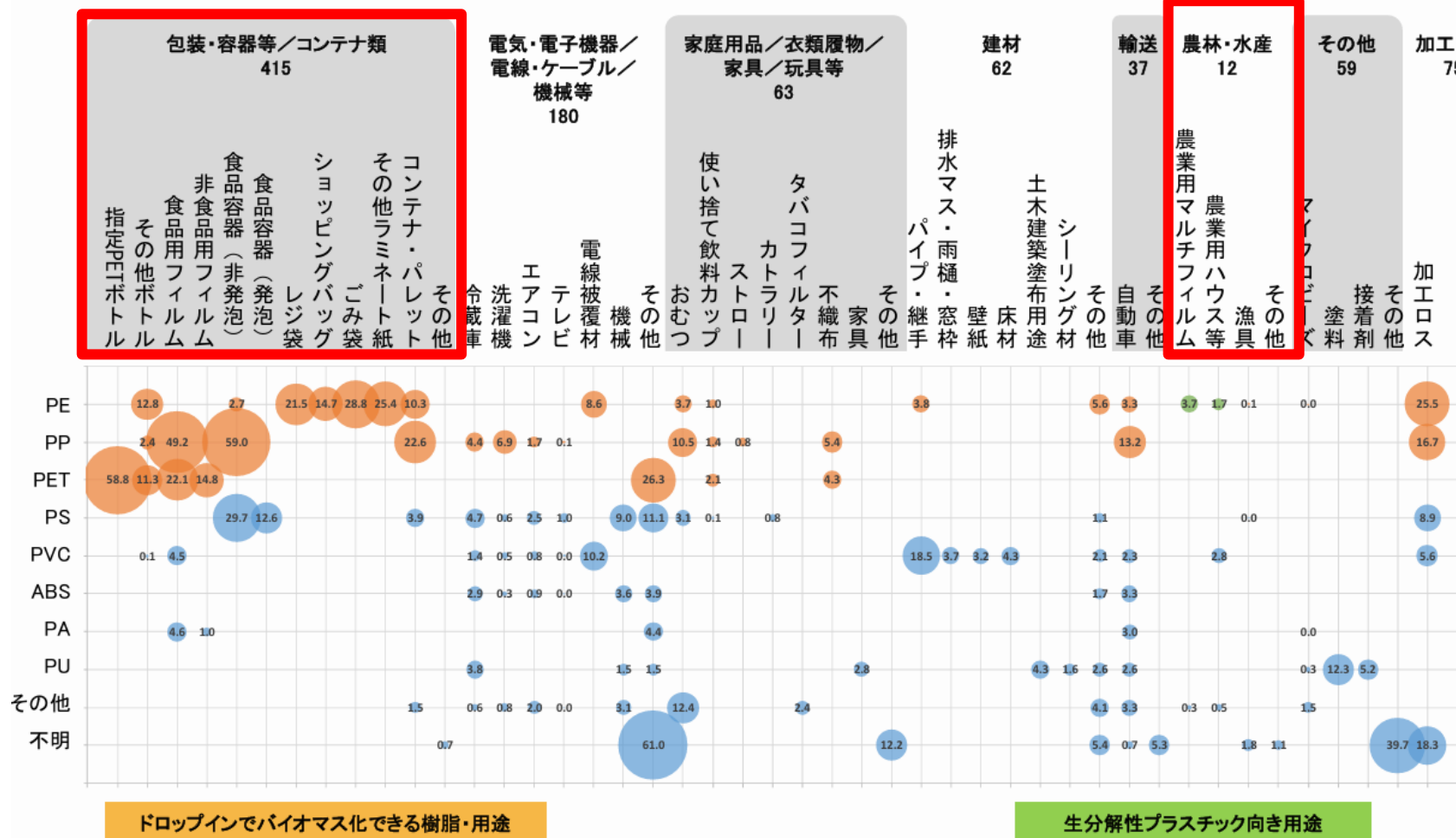


バイオプラスチック化が望まれる用途の検討

415万トン

12万トン

(万トン)



(資料) 各種資料をもとにMURC作成